

## 申込みに関するQ&A

### 【申込み前】

#### Q1. 申込みの早さによって有利になることはありますか？

⇒入所の可否は申込みの早さや抽選で決定するものではありません。

#### Q2. 利用希望施設はどう決めればいいですか？空きがない施設への申込みはできますか？

⇒利用希望施設は施設見学等を行い、充分にご検討のうえ、利用希望順にご記入ください。

希望園の順番で入所選考に有利・不利になることはありません。利用希望施設は20施設まで記入できます。また、空きがない施設でも申込み以降に空きが出る可能性があるため、申込みができます。

#### Q3. 保育園の見学がしたいのですが・・・

⇒見学を希望する保育園に直接連絡し、日時等をご調整ください。

各保育施設の連絡先や所在地等は、P90以降をご参照ください。(区では見学の受付はしていません)

#### Q4. 空き状況や入所可能数はどのように確認すればいいですか？

⇒5月～12月の空き状況は、前月初めに区ホームページで公表しています。また、1・2・3月の空き状況は12月初めに併せて公表します。

4月入所は、「定員数－下のクラスからの進級児童」が選考される人数となります。

例えば、5歳児の場合、前年度4歳児のお子さんが進級されますので、その進級分を除いた定員数が、入所可能数となります。(※定員変更がないことを前提に)

4歳児と5歳児の定員が同じ場合には、前年度4歳児のお子さんが全員進級されると、5歳児の定員に空きは生じないこととなります。しかし、選考までに、転園や転出等により空きが生じる場合がありますので、定員が同じ園も希望園とすることができます。

定員数は、P90以降を参考にしてください。

※令和5年度の定員から大幅な変更がある園もございますので、ご注意ください。

#### Q5. 申込み際の注意点はありますか？

⇒●申込み時に提出された書類は、入所時も継続しているものとしますので、すべての書類は、事実に基づき、現在の状況を正確にご記入ください。申込み内容に変更が生じた場合は、必ず入園相談係にご連絡いただき、「申込内容変更届」と必要書類をご提出ください。

●申込み内容が事実と異なる場合又は変更が生じた場合は、入所内定や決定の取消又は退所となる場合があります。

●必要書類は漏れなく記載し、必要なものはすべてご提出ください。必要な書類が期限内に提出されない場合は、入所選考の指数に反映されません。

#### Q6. 令和6年度の入所選考で変更になった点がありますか？

⇒●保護者世帯にかかわる調整指数「無職又は求職中の65歳未満の同居の祖父母がいる世帯」を廃止しました。

●基本指数のうち、「就労」の細目を変更しました。

変更前：月の労働日数と日中の就労時間で区分 →変更後：月の就労時間のみで区分

●保護者世帯にかかわる調整指数「職場同伴または祖父母や親族に預けて就労している場合」の1点加点を追加しました。

●育児休業中からの復職期限を「入所の当月中」から「入所月の翌月の1日まで」に変更しました。

●求職要件の就労期限を「3か月以内」から「入所日より4か月目の1日まで」に変更しました。

### Q7. 申込みや入園について、詳しい相談はどこでできますか？

⇒詳しい相談をご希望の場合は、区役所南館3階㊟番窓口保育サービス課入園相談係へお越しください。また、お電話（3579-2452）でもご相談できます。

### Q8. 子どもにアレルギーがあるのですが、保育園はアレルギーに対応していますか？

⇒食物アレルギーは、医師の診断による生活管理指導表等に基づき対応します。原因食物の除去と、できる範囲での代替が基本となりますが、対応状況は各施設によって異なり、ご家庭からお弁当を持参していただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

また、地域型保育施設では、施設の規模等の関係から受入れ体制が整わず、お子さんの状況によっては保育が困難な場合があります。

施設見学の際などに園にご確認ください。

※事業所内保育所帝京わかさ保育園は、卵除去対応のみ行っています。

### Q9. 転園の申請はどのようにすればいいですか？

⇒新規申請と同様に申込書類一式をご準備のうえお申し込みください。また、転園については、希望する保育施設に入所が決定した場合は、いかなる理由があっても現在在籍の保育施設に戻ることはできませんのでご注意ください。

### Q10. 入所できなかった場合、再度申込みが必要ですか？

⇒再度の申込みは不要です。申込みは受付してからその年度末（3月入所）まで有効です。翌年度以降も引き続き入所を希望する場合は、あらためて申込みが必要です。

## 【申込み後の変更手続きについて】

### Q1. 希望施設の追加をしたいのですが、どうしたらいいですか？

⇒希望の施設を追加・変更したい場合は、希望園変更締切日までに「申込内容変更届」に希望施設を第1希望から記入し、ご提出ください。「申込内容変更届」は区ホームページから印刷できます。

窓口、郵送、または電子申請、FAXでご提出ください。

### Q2. 申込み内容に変更が生じた（転職や勤務時間変更・新たな妊娠が分かった等）。

⇒申込み時と状況が変わった場合、速やかに保育サービス課入園相談係までご連絡いただき、「申込内容変更届」と必要書類をご提出ください。必要書類は入園相談係までご確認ください。「申込内容変更届」は区ホームページから印刷できます。窓口、郵送、または電子申請、FAXでご提出ください。

### Q3. 申込みを取り下げたいのですが・・・

⇒入所の意思がなくなった場合は速やかに「申込内容変更届」または「保育施設申込取下届」に取下げの旨を記入し、ご提出ください。電話でのお受けはできません。書面での提出のみ有効となります。窓口、郵送または電子申請、FAXでご提出ください。書類は区ホームページから印刷できます。